

令和6年4月1日からの改定内容（概要）

※(注意) 国等からの通知により、変更の可能性があります。

別紙 R6 報酬改定(案)
R6.3.22時点
尾道市 高齢者福祉課 高齢者福祉係

1 基本報酬単価の変更

サービス種別	区分	現行	改定後(R6.4~)	備考
介護予防訪問サービス A2	週1回程度利用	1,176 単位	1,176 単位	改定 無し
	(日割)	39 単位	39 単位	
	週2回程度利用	2,349 単位	2,349 単位	
	(日割)	77 単位	77 単位	
	週2回を超える利用	3,727 単位	3,727 単位	
	(日割)	123 単位	123 単位	
基準緩和型訪問サービス A3	週1回程度利用	906 単位	906 単位	改定 無し
	(日割)	30 単位	30 単位	
	週2回程度利用	1,812 単位	1,812 単位	
	(日割)	30 単位	30 単位	
介護予防通所サービス A6	週1回程度利用	1,672 単位	1,798 単位	改定 あり
	(日割)	55 単位	59 単位	
	週2回程度利用	3,428 単位	3,621 単位	
	(日割)	113 単位	120 単位	
基準緩和型通所サービス A7	週1回程度利用・送迎あり	1,420 単位	1,509 単位	
	(日割)	47 単位	50 単位	
	週1回程度利用・送迎なし	1,116 単位	1,186 単位	
	(日割)	37 単位	39 単位	
	週2回程度利用・送迎あり	2,841 単位	3,019 単位	
	(日割)	93 単位	99 単位	
	週2回程度利用・送迎なし	2,233 単位	2,373 単位	
	(日割)	73 単位	78 単位	
介護予防ケアマネジメント AF	ケアマネジメントⅠ	438 単位	442 単位	
	ケアマネジメントⅡ	306 単位	309 単位	
	ケアマネジメントⅢ	220 単位	222 単位	

※ 本市の訪問・通所のサービスは、1月あたりを基本とし報酬単価を定めています。

※ (参考) 介護予防支援は、(Ⅰ)(Ⅱ)に分けられ、現行同様の介護予防支援(Ⅰ)442単位(包括)に加え、介護予防支援(Ⅱ)472単位(居宅)が新設されています。

2 加算・減算の変更（主なもの）

(1) 介護予防訪問サービス

現行	改定後(R6.4~)	備考
—	口腔連携強化加算 (1回につき、1月1回まで) 50 単位	新設
—	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1/100 減算	新設
—	業務継続計画未実施減算 (適用は R7.4 から) 所定単位数の 1/100 減算	新設
同一建物等減算 所定単位数 の 90/100	同一建物等減算(Ⅰ) (事業所と同一建物の利用者又は1月当たりの利用者が同一敷地内等に20人以上・49人までにサービスを行う場合) 所定単位数の 90/100	
	同一建物等減算(Ⅱ) (1月当たりの利用者が同一敷地内等に50人以上にサービスを行う場合) 所定単位数の 85/100	
	同一建物等減算(Ⅲ) (別に厚生労働大臣が別に定める基準に該当する事業所が同一敷地内建物等にサービスを行う場合(50人以上居住する建物に居住する利用者は除く)) 所定単位数の 88/100	

※ 基準緩和型訪問サービスは、改定後においても加算・減算項目はありません。

※ 算定要件を確認のうえ、届出が必要な加算については、期限までに提出をお願いします。

(2) 介護予防通所サービス

現行	改定後(R6.4～)	備考
—	送迎無し減算 (片道につき[週1回程度の人は8回まで・ 週2回程度の人は16回まで])	-47 単位 減算 新設
運動機能向上加算 225	廃止 (基本報酬へ包括化)	廃止
運動機能向上加算/2 225		
事業所評価加算 120	廃止	廃止
選択的サービス複数実施加算	一体的サービス提供加算 480 単位	
(1) 選択的サービス複数実施加算 (I) 480		
(2) 選択的サービス複数実施加算 (II) 700		
—	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100 減算 新設
—	業務継続計画未実施減算 (適用は R7.4 から *条件あり)	所定単位数の 1/100 減算 新設

※ 事業所評価加算は、廃止です。

※ 基準緩和型通所サービスは、改定後においても加算・減算項目はありません。

なおこの度、介護予防通所サービスに「送迎無し減算」が新設されますが、基準緩和型通所サービスは、従来から、送迎あり・無しそれぞれに、基本報酬単価を設定しています。

※ 算定要件を確認のうえ、届出が必要な加算については、期限までに提出をお願いします。

(3) 介護予防ケアマネジメント I・II

現行	改定後(R6.4～)	備考
—	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1/100 減算	新設
—	業務継続計画未実施減算 (適用は R7.4 から) 所定単位数の 1/100 減算	新設

※ 体制等に関する届出書が必要です。 初回加算・委託連携加算は現行どおり。

(4) 新加算等の申請に係る提出期限等

広島県健康福祉局医療介護基盤課から、各介護サービス事業所(施設) 管理者あて、令和 6 年 3 月 13 日付け通知「令和 6 年度処遇改善計画書及び「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限について(通知)」と同様、尾道市においても提出期限を令和 6 年 4 月 15 日とする予定です。

3 基準等の改定事項

高齢者虐待防止の推進

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬見直し(訪問)

口腔管理に係る連携の強化(訪問)

介護職員の処遇改善 処遇改善加算の 1 本化と加算率の引き上げ (R6.6～)

管理者の責務及び兼務範囲の明確化

身体拘束などの適正化

書面掲示規制の見直し (重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公開)

* 改定については国の通知に沿って行います。

* 詳細は、別添資料及び尾道市ホームページに掲載する国の通知・資料をご覧ください。

* 随時、(案)から正式なものに更新されますので、変更等がある場合があります。

- (1) 厚生労働省 ホームページ 令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

○令和6年度介護報酬改定の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>

6.7.8 ページ 1.(1)② 居宅介護支援事業所が市町村の指定を受けて介護予防支援を行う場合

【補足説明】

R6.4.1 以降に、居宅介護支援事業所が尾道市に介護予防支援事業所の指定申請をする場合、国の定める新様式に基づき申請します。(提出先;尾道市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL0848-38-9119・9440)

申請受理後、市の審査期間を経て、早くとも指定は R6.6 からになる見込みです。また、直接、介護予防支援を行うにあたり地域包括支援センターの一定の関与が必要とされていますが、現時点では詳細な情報が提示されていないので、わかり次第、お知らせします。

なお **指定を受けた居宅介護支援事業所が担当(直営)できるのは介護予防支援のみ**、介護予防支援費(Ⅱ)の算定です。介護予防ケアマネジメント(*総合事業の訪問・通所のみの方のケアマネジメント)は、上記、指定を受けた場合も、直接、担当できません。この場合、現行同様、包括から委託で担当することは可能です。

○令和6年度介護報酬改定の主な事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230330.pdf>

■ 総合事業に関する通知

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228043.pdf>

「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228042.pdf>

- (1) 厚生労働省老健局 R6.3.7

介護保険最新情報 Vol.1210 介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について(周知)

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0308111749763/ksvol.1210.pdf>

- (2) 厚生労働省老健局 R6.3.4

介護保険最新情報 Vol.1209 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について(案)」の送付について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0305114730664/ksvol.12>

- (4) WAM NET 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(その3)(令和6年2月21日事務連絡)

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail?gno=20380&ct=020050010>

- ①資料10 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表 (R6.4.1) (案) (一部変更)

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0217111817698/20240219_006.pdf

※上記、56・57・132~136 ページ (/137 枚) などをご覧ください。

- ②資料11 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表 (R6.6.1) (案) (一部変更)

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0217111824583/20240219_007.pdf

※上記、62・63・138~142 ページ (/143 枚) などをご覧ください。

- ③資料14 介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ (R6.4.1) (案) (新規資料)

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0217112156948/20240219_008.pdf

- ④資料15 介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ (R6.6.1) (案) (新規資料)

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0217112203545/20240219_009.pdf